

## 幸区制50周年記念事業推進委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 幸区制50年を迎えるに当たり、幸区制50周年記念事業（以下「記念事業」という。）の取組を円滑に推進するため、幸区制50周年記念事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、記念事業の基本方針及び実施計画の概要を決定するとともに、その実施に当たって必要な調整等を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長、企画課長、地域振興課長、地域ケア推進課長をもって充てる。
- 4 委員は、幸区役所の係長級職員の中から、委員長が指名した者をもって充てる。

### (会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、急を要する事項等、委員長が特に認めたものについては、書類の回議により委員会の審議に代えることができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 8 委員長は、委員会で検討した内容を、適宜、区部長会議等で報告し、区長の承認を得るものとする。

### (幸区制50周年記念事業プロジェクトチーム)

第5条 委員会に、幸区制50周年記念事業プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

- 2 プロジェクトチームのメンバーは幸区役所職員の中から公募し、人材育成の観点より各所属長が推薦した者を委員長が指名する。
- 3 委員長は必要に応じて、プロジェクトチームにオブザーバーの参加を求めることができる。
- 4 プロジェクトチームは記念事業の企画ごとに部会を設け、それぞれの部会に委員長は委員の中から指名するものを責任者として置く。
- 5 プロジェクトチームは、50周年を記念して実施する式典、記念イベント等について事業計画を検討し、その結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会及びプロジェクトチームの庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。